

証債務額約6億8千万円と金利約4億7千万円、合わせて約11億5千万円を支払えという内容でありました。当社としては、到底承服しがたい判決であり、東京高等裁判所に控訴を行いました。判決が出た以上引当金を計上する必要があったため、原告とも相談を行うことといたしました。原告からは、11億5千万円を当社が支払うことは到底不可能であることは理解しているが、保証債務額元金の約7億円の半額である3億5千万円程度は支払って欲しいとの要望があり、平成25年6月26日に原告代理人から和解についての書面を受領し、3億5千万円を限度額として和解交渉を開始したため、平成25年3月期決算において、会計監査人と相談の上、3億5千万円を訴訟損失引当金として計上いたしました。また、当該引当金は債務超過額に上乗せされることとなりました。当社は、控訴審にて債務不存在の主張を継続して行ってまいりましたが、同時に、当該訴訟が解決しなければ債務超過額が確定せず、債務超過の解消が不可能となる状態となりました。何らかの解決がなされなければ、原告と協議の上で決定している引当金は最大11億5千万円以上となる可能性があり、平成26年3月末日までの債務超過の解消は不可能となります。これらの状況を鑑み、平成26年1月31日開示「訴訟の和解に関するお知らせ」の通り、平成26年3月末日までに2億5千万円を支払うことで和解することといたしました。

和解が確定したことにより当社は、平成26年3月末日までに訴訟債務2億5千万円を支払う必要があります。訴訟債務を支払い、当社の倒産のリスクを低減させることで、当社の対外的な信用を回復させるものと考えております。

(変更後)

| | 具体的な使途 | 金額 (千円) | 支出予定時期 |
|---|------------|------------|----------------------|
| ① | 運転資金 | 165,486 千円 | 平成26年3月～ 平成26年12月 |
| ② | 当社未払債務の支払い | 115,852 千円 | 平成26年3月 |
| ③ | 借入金の返済 | 89,927 千円 | 平成26年3月 |
| ④ | 訴訟債務の支払い | 250,000 千円 | 平成26年4月以降 |
| | 合計 | 621,265 千円 | |

④ 訴訟債務の支払い

当社は、平成23年8月22日開示「訴訟の提起に関するお知らせ」の通り、リカーショップ株式会社より訴訟の提起を受けておりました。当該訴訟の原因は過去に当社が保証したとされる債務について支払いを請求するものであります。当社は以前、当該債務について差押命令を受けましたが、東京地方裁判所より強制執行停止の決定がなされ、当社が設置した調査委員会においても強制執行の理由は存在しないとの判断がなされておりました。さらに、差押も申立人から取下げられ、債務自体の存在が一度は否定されたものを再度訴訟提起されたものであります。当社は、当該保証債務は当社の取締役会にて決議されておらず、債務は存在しないものとして、約2年間係争してまいりましたが、平成25年6月27日開示「訴訟の判決に関するお知らせ」の通り、東京地方裁判所の判断は、取締役会にて決議されていなくとも元代表取締役が捺印した債務は有効であり、保証債務額6億7971万6962円及びこれに対する平成20年11月8日から支払済みまで年15%の割合による金員として、保証債務額約6億8千万円と金利約4億7千万円、合わせて約11億5千万円を支払えという内容でありました。当社としては、到底承服しがたい判決であり、東京高等裁判所に控訴を行いました。判決が出た以上引当金を計上する必要があったため、原告とも相談を行うことといたしました。原告からは、11億5千万円を当社が支払うことは到底不可能であることは理解しているが、保証債務額元金の約7億円の半額である3億5千万円程度は支払って欲しいとの要望があり、平成25年6月26日に原告代理人から和解についての書面を受領し、3億5千万円を限度額として和解交渉を開始したため、平成25年3月期決算において、会計監査人と相談の上、3億5千万円を訴訟損失引当金として計上いたしました。また、当該引当金は債務超過額に上乗せされることとなりました。当社は、控訴審にて債務不存在の主張を継続して行ってまいりましたが、同時に、当該訴訟が解決しなければ債務超過額が確定せず、債務超過の解消が不可能となる状態となりました。何らかの解決がなされなければ、原告と協議の上で決定している引当金は最大11億5千万円以上となる可能性があり、平成26年3月末日までの債務超過の解消は不可能となります。これらの状況を鑑み、平成26年1月31日開示「訴訟の和解に関するお知らせ」の通り、平成26年3月末日までに2億5千万円を支払うことで和解することといたしました。

和解が確定したことにより当社は、平成26年3月末日までに訴訟債務2億5千万円を支払う必要があります。訴訟債務を支払い、当社の倒産のリスクを低減させることで、当社の対外的な信用を回復させるものと考えております。

しかしながら、訴訟債務を支払うための手続きとして平成 26 年 3 月 18 日に主債務者に平成 26 年 3 月 31 日までに和解金を支払うという内容の通知書を発送いたしましたところ、当該通知書の返答として、平成 26 年 3 月 25 日に当社の顧問弁護士に対し、当該和解における主債務者の代理人から「主債務者はワイン等売買契約の解除に基づく既払代金返還債権等を有しており、これらの債権を自働債権として相殺してもなお逆に請求できる地位にあり、東京地方裁判所にワイン等売買契約の解除に基づく原状回復請求権としての既払請求代金返還請求等の訴えを提起しているため、適切に対応されたい。」等と要請がなされたため、当社は検討を行うため、第三者である高江・阿部法律事務所の安田弁護士に意見を求めることにいたしました。

平成 26 年 3 月 31 日「第三者割当による新株式発行の払込完了、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、調達資金の払込が完了し、資金使途のとおり当該訴訟債務を支払う予定でありましたが、上記経緯があり、当社顧問弁護士から様子を見るべきであるとの意見と、安田弁護士から、現時点では保証債務を履行すべきではなく、弁済拒絶を行った上、速やかに請求異議訴訟を提起する等して、適切な法的解決を図るべきであるとの意見がなされたため、平成 26 年 3 月 31 日の和解金支払期日において支払を一旦留保することといたしました。平成 26 年 4 月 1 日には、正式に安田弁護士から上記意見の内容が記載された意見書を取得しております。

当社は、訴訟債務額 2 億 5 千万円を弁護士の預り口座にて管理しておりますが、請求異議訴訟を提起及び供託することを検討しております。したがって、平成 26 年 3 月においては和解金の支払は行っておらず、当該和解金を支払う場合には、平成 26 年 4 月以降に支払うこととなります。

6. 割当予定先の選定理由等

(3) 割当予定先の保有方針

①林 功

(変更前)

当社は、割当予定先である林功氏から平成 26 年 1 月 27 日付で意向表明書を受領しており、以下の通りの内容の確約をいただいております。

(i) 割当を受けた株式については、2 年以上の長期の保有を原則としますが、業績回復による株価の上昇に伴い当該割当株式の一部を市場内で売却する予定であります。(2 年以内で市場内で売却する可能性はありません。) 当該株式の売却については、市場の影響に最大の配慮を払うことの確約をいただいております。

(ii) 割当を受けた株式については、市場外で第三者に譲渡する意思はありません。市場外で第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の事前承諾を得ることの確約をいただいております。

当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から 2 年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する内諾を得ております。

また、林氏の意向により、今後の経営状況のモニタリングの意味合いから、林氏からの紹介により取締役 1 名を取締役候補者として選任して頂きたい旨の説明を受けており、当社取締役会としては、林氏の意向を受け、岩本雅行氏を取締役として平成 26 年 3 月 28 日に開催を予定しております臨時株主総会において、取締役とすることについて決議を行う予定です。

(変更後)

当社は、割当予定先である林功氏から平成 26 年 1 月 27 日付で意向表明書を受領しており、以下の通りの内容の確約をいただいております。

(i) 割当を受けた株式については、2 年以上の長期の保有を原則としますが、業績回復による株価の上昇に伴い当該割当株式の一部を市場内で売却する予定であります。(2 年以内で市場内で売却する可能性はありません。) 当該株式の売却については、市場の影響に最大の配慮を払うことの確約をいただいております。 しかし

ながら、林氏が当社株式の引受けに応じるために借入れた資金については、林氏が代表取締役を務める株式会社TND ウェアハウスが、広告代理店業を営む企業より借入れを行っており、当該借入れの借入期間は6ヶ月であります。林氏からは、当該借入金の返済のために、株式会社TND ウェアハウスが保有する不動産を売却することで返済を行う旨の説明を伺っております。

(ii) 割当を受けた株式については、市場外で第三者に譲渡する意思はありません。市場外で第三者に譲渡する場合においては、当社取締役会の事前承諾を得ることの確約をいただいております。

当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する内諾を得ております。

また、林氏の意向により、今後の経営状況のモニタリングの意味合いから、林氏からの紹介により岩本雅行氏を取締役として平成26年3月28日に開催の臨時株主総会において、取締役とすることについて決議を行いました。が、否決されました。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①林 功

(変更前)

割当予定先である林功氏の総額5億4百万円の払込みにつきましては以下の2箇所からの調達により賄う旨の説明を受けております。

総額5億4百万円のうち、4億円につきましては、林氏及び林氏が代表取締役を務める企業が所有する不動産の運用及び売却等に関して相談を行っているファンドマネージャーが所属するベンチャーキャピタルからの借入れ(借入金額4億円、無担保、借入期間3年、金利年7%、借入予定日平成26年3月28日)を行う旨の説明を受けております。財産の存在につきましては、ベンチャーキャピタルからの融資証明、及びベンチャーキャピタルの預金通帳写しを確認し、ベンチャーキャピタルが4億円を上回る預金残高を保有すること及び貸付の意思を有していることを確認致しました。

総額5億4百万円のうち、1億4百万円につきましては、林氏が代表取締役であり、林氏並びに林氏の親族が株主である株式会社スミトーからの借入れ(借入金額1億1千万円、無担保、借入期間3年、金利年1%、借入予定日平成26年3月28日)を行う旨の説明を受けております。財産の存在につきましては、株式会社スミトー保有不動産の売却に伴う不動産購入検討意向書(売却予定日平成26年3月14日、決済予定日平成26年3月14日)の写しを確認し、1億4百万円を上回る価格で不動産を売却する見込みであることを確認致しました。なお、株式会社スミトーの資金については、所有する不動産の売却を行い、売却資金をもって、林氏に貸付ける旨の説明を受けております。

以上のことから、割当先の借入先が資金を有していること及び割当先の借入先が貸付の意思を有していることを確認いたしました。

しかしながら、上記のとおり借入れが行われない場合、もしくは、想定どおりに不動産の売却が行われない事態となった場合については、直ちに開示することと致します。

なお、林功氏と借入先との間における融資上の契約については、借入れ先がベンチャーキャピタルという属性であることから、他の投資先及び出資者への影響が出るという理由により、借入先の企業名につきまして、当社以外の第三者に公表することを禁じられておりますが、当社としては、借入先につきましても、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役羽田寿次)の調査の結果、反社会的勢力の影響を受けていない事実を確認しております。

また、林氏からは、当社を支援することにより、今後、当社の中長期的な成長につながり、結果として当社の企業価値の向上に伴う株価の上昇により得られる利益については、林氏が払込資金の借入れに伴い発生する支払利息よりも高いものであるという林氏の考えを林氏自身から伺っており、また株式会社スミトーについては、大株主及び代表取締役が林氏であることから、林氏の意向に同調し、不動産を売却した上で、売却資金を林氏に貸し付ける意向であることを伺っております。

(変更後)

割当予定先である林功氏の総額5億4百万円の払込みにつきましては以下の2箇所からの調達により賄う旨の説明を受けております。

総額5億4百万円のうち、4億円につきましては、林氏及び林氏が代表取締役を務める企業が所有する不動産の運用及び売却等に関して相談を行っているファンドマネージャーが所属するベンチャーキャピタルからの借入れ（借入金額4億円、無担保、借入期間3年、金利年7%、借入予定日 平成26年3月28日）を行う旨の説明を受けております。財産の存在につきましては、ベンチャーキャピタルからの融資証明、及びベンチャーキャピタルの預金通帳写しを確認し、ベンチャーキャピタルが4億円を上回る預金残高を保有すること及び貸付の意思を有していることを確認致しました。

総額5億4百万円のうち、1億4百万円につきましては、林氏が代表取締役であり、林氏並びに林氏の親族が株主である株式会社スミトーからの借入れ（借入金額1億1千万円、無担保、借入期間3年、金利年1%、借入予定日 平成26年3月28日）を行う旨の説明を受けております。財産の存在につきましては、株式会社スミトー保有不動産の売却に伴う不動産購入検討意向書（売却予定日平成26年3月14日、決済予定日平成26年3月14日）の写しを確認し、1億4百万円を上回る価格で不動産を売却する見込みであることを確認致しました。なお、株式会社スミトーの資金については、所有する不動産の売却を行い、売却資金をもって、林氏に貸付ける旨の説明を受けております。

以上のことから、割当先の借入先が資金を有していること及び割当先の借入先が貸付の意思を有していることを確認いたしました。

しかしながら、上記のとおり借入れが行われない場合、もしくは、想定どおりに不動産の売却が行われない事態となった場合については、直ちに開示することと致します。

なお、林功氏と借入先との間における融資上の契約については、借入先がベンチャーキャピタルという属性であることから、他の投資先及び出資者への影響が出るという理由により、借入先の企業名につきまして、当社以外の第三者に公表することを禁じられておりますが、当社としては、借入先につきましても、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田寿次）の調査の結果、反社会的勢力の影響を受けていない事実を確認しております。

また、林氏からは、当社を支援することにより、今後、当社の中長期的な成長につながり、結果として当社の企業価値の向上に伴う株価の上昇により得られる利益については、林氏が払込資金の借入れに伴い発生する支払利息よりも高いものであるという林氏の考えを林氏自身から伺っており、また株式会社スミトーについては、大株主及び代表取締役が林氏であることから、林氏の意向に同調し、不動産を売却した上で、売却資金を林氏に貸し付ける意向であることを伺っております。

第三者割当による新株式発行の適時開示の後、林氏は借入れを行う際に他社とも交渉を行ったところ、借入期間は短くなるが、払込資金を一括で借り入れることができ、さらに金利も年3%に納まる借入先と交渉がまとまり、予定していた借入先よりも条件が良かったため、借入先を変更することにしたと、平成26年4月1日、当社に連絡がありました。

割当予定先である林氏の総額5億4百万円の払込みにつきましては、林氏及び林氏が代表取締役を務める株式会社TNDウェアハウスが、広告代理店業を行う企業からの借入れ（借主株式会社TNDウェアハウス、連帯保証人林氏、借入金額5億5千万円、無担保、借入期間6ヶ月、金利年3%）を行い、同条件にて、株式会社TNDウェアハウスより林氏に貸付を行い、当社に払込んだことを聞き及んでおり、広告代理店を行う企業と株式会社TNDウェアハウスとの借入れに関する金銭消費貸借契約書の写し、及び貸付金が入金された林氏名義の銀行預金通帳の写しを確認しております。

なお、株式会社TNDウェアハウスと借入先の間における融資上の契約については、借入先が事業を営む企業であるという属性であることから、取引先等への影響が出るという理由により、借入先の企業名につきまして、当社以外の第三者に公表することを禁じられておりますが、当社としては、借入先につきましても、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼しており、反社会的勢力の影響を受けていない事実について確認中であります。

また、林氏からは、当社を支援することにより、今後、当社の中長期的な成長につながり、結果として当社の企業価値の向上に伴う株価の上昇により得られる利益については、林氏が払込資金の借入れに伴い発生する支払利息よりも高いものであるという林氏の考えを林氏自身から伺っており、また株式会社 TND ウェアハウスについては、大株主及び代表取締役が林氏であることから、林氏の意向に同調し、借入れを行った上で、借入資金を林氏に貸し付けたことを伺っております。

以 上